

## 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター分館整備事業に係る プロポーザル評価基準

### 1 趣旨

この基準は、鎌ヶ谷市総合福祉保健センター分館整備事業に係る参加業者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 評価方法

審査及び評価は、各評価基準により、業務実績、技術提案、提案価格の3項目について、次のとおり行うものとする。

#### (1) 業務実績評価（配点20点）

参加者の業務実績確認書【様式第2-2-1及び様式2-2-2】及び配置技術者等の資格要件・業務実績確認書【様式第2-2-3～様式2-2-13】について、別紙の基準により事務局が評価する。

#### (2) 技術提案評価（配点60点）

事業計画に関する提案書【様式第2-3】、設計、工事監理及び施工体制表【任意様式】、事業工程表【任意様式】、設計計画に関する提案書【様式第2-4】の内容について、プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえ、鎌ヶ谷市総合福祉保健センター分館整備に係るプロポーザル審査委員会が別紙の基準により評価する。

#### (3) 提案価格評価（配点20点）

価格提案書【様式第2-5】に記載された金額（提案価格）について、別紙の基準により事務局が評価点を算定する。なお、提案価格が契約上限額（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合は失格とする。

#### (4) 最優秀者及び次点者の選定

ア 事務局が行った業務実績評価及び提案価格評価に加え、各委員が評価を行った技術提案評価を合計し、各委員の順位付けを決定する。

イ 事務局において、上記アの各委員の順位付けを平均し、平均順位が最も高い参加者を最優秀者、2位の参加者を次点者とする。

ウ 平均順位が同じ参加者が2者以上となる場合は、価格提案書の提案価格が少ない者を上位とし、価格提案書の提案価格が同額の場合は、技術提案評価のみの平均順位が高い者を上位とす

る。技術提案評価のみの平均順位も同じ場合は、業務実績評価のうち、担当者の実績の評価点が高い者を上位とし、業務実績評価の担当者の実績評価点も同じ場合は、審査委員会の判断で決定する。

エ 参加者が1者のみの場合でも、各委員の技術提案評価のみの平均評価点が、60点満点中36点以上であれば、その参加者を最優秀者とする。

(5) 最低基準点の設定

合計点数100点×委員数7名×60%＝420点とする。

(6) 参加業者が1者の場合の取扱い

参加申込者が1者であっても審査を行い、別紙「鎌ヶ谷市総合福祉保健センター分館整備に係るプロポーザル評価基準表」に基づいて受託候補者を決定する。ただし、「(3) 最低基準点」を満たさない場合は、不調とする。

3 評価基準（評価項目、配点、配点基準等）

別紙「鎌ヶ谷市総合福祉保健センター分館整備事業に係るプロポーザル評価基準表」のとおり